

万が一のとき ローン残高が**0円**に



がんを含む
すべての病気やケガ^{*1}に対応する

「全疾病保障」付

団体信用生命保険



保障内容イメージ(団体信用生命保険の概要)



*1:精神障害等所定の免責事由に該当するものを除きます。

*2:ワイド団信により通常よりお引受け範囲を拡大できます。

*3:がん、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性肺炎。



一般団信の概要

団体信用生命保険

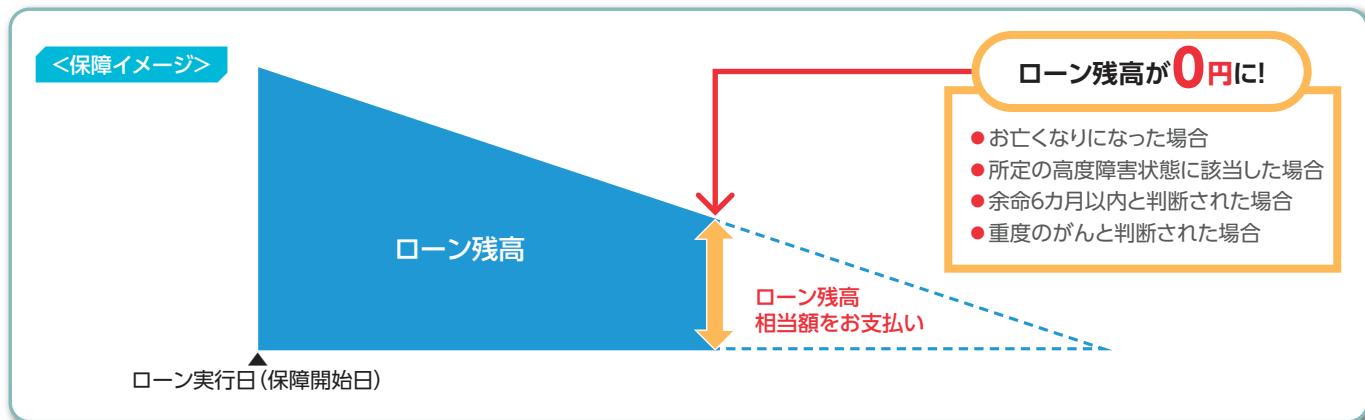
死亡または所定の高度障害状態になった場合、ローン残高が**0円**になります。

- ➡ 保障開始日以降に、死亡または所定の高度障害状態になった場合、その時点のローン残高相当額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。

リビングニーズ特約・重度がん保険金前払特約

余命6ヶ月以内または重度のがんと判断された場合、ローン残高が**0円**になります。

- ➡ 保障開始日以降に、医師の診断をもとに保険会社に余命6ヶ月以内と判断された場合、その時点のローン残高相当額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。
- ➡ 保障開始日以降に、医師の診断をもとに保険会社に重度のがん(標準的な治療の指針にもとづく治療をすべて受けたが効果がなかったなど)と判断された場合、その時点のローン残高相当額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。



就業不能保障のQ&A

Q Question 1

就職していないても
就業不能保障は
受けられますか?



Q Question 2

自宅で療養している期間は?
就業不能の対象と
なりますか?



Q Question 3

ボーナス返済月については?
ボーナス返済額も支払いの
対象となりますか?



A Answer 1

実際に就職しているかどうかは問
わず、就業不能状態に該当すれば
保障対象となります。



A Answer 2

病気やケガにより、日常生活に制限
を受けるかまたは制限を加えること
を必要とするため、活動範囲が家
屋内に限られる場合(通院などの
必要最低限の外出を除く)を自宅
療養といい、医師の指示による自
宅療養については対象と
なります。軽作業または
事務作業等ができる
場合は該当しません。



A Answer 3

就業不能保険金の支払い対象と
なった月がボーナス返済月だった
場合には、ボーナス返済額と月々の
返済額をお支払いいたします。





全疾病保障付団信の概要(一般団信に全疾病保障特約をプラス)

就業不能保障特約

①月々のローン返済の保障

➡ 保障開始日以降に病気やケガにより就業不能状態となり、その状態が所定の免責期間を超えて継続し、ローン返済日が到来した場合、ローン返済額が保険金(就業不能保険金)として支払われます。

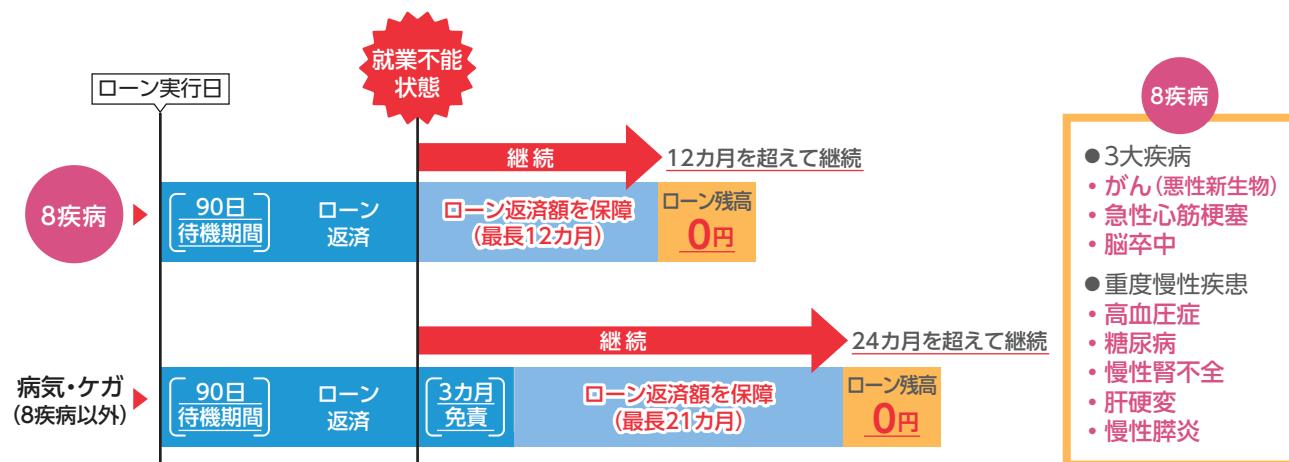
※ローン期間を通算して36カ月分までお支払いします。

※ボーナス返済月については、ボーナス返済額と月々の返済額となります。

②ローン残高の保障

➡ 保障開始日以降の病気やケガによる就業不能状態が所定の期間を超えて継続した場合、その時点のローン残高相当額が保険金(債務繰上返済支援保険金)として支払われます。

<保障イメージ>



※ローン実行日から90日間は待機期間となり、この期間中に就業不能状態となった場合は原因を問わずお支払いの対象外です。
(保障開始日は、ローン実行日から91日目です。)

※精神障害、正常な妊娠・出産、むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの等はお支払いの対象外です。

※上皮内がん、大腸の粘膜内がん等は悪性新生物に含みません。

※就業不能状態とは、病気・ケガの治療のため、入院しているか医師の指示により自宅等において療養していることをいいます。

※同じ原因により、180日以内に再び就業不能状態となった場合には、前回と継続して計算します。

(参考)就業不能状態の事例

事例①

脳卒中

(37歳 女性)

脳卒中(脳梗塞)で倒れ救急搬送後、3カ月間入院。
右半身の手足に力が入らない片麻痺(半身不随)の後遺症が残り、自力で歩行や食事が出来ない状態に。
退院後も9カ月間、医師の指示により自宅で療養している。

事例②

交通事故により脊髄損傷

(31歳 男性)

交通事故により脊髄損傷し、7カ月間入院。
外出には常時2本杖と介助が必要で段差の昇降もできない状態に。
退院後も回復の見込みがなく、17カ月間、治療のため医師の指示により自宅で療養している。



お支払い例

Case
A

月々のローン保障

大腸がんにより1ヶ月間入院、退院後も自宅で2ヶ月間療養した。

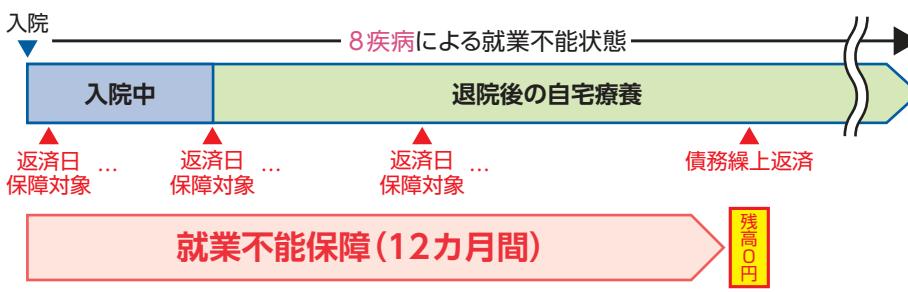


3回のローン返済額を保障します

Case
B

月々のローン保障 + 残高ゼロ

くも膜下出血で4ヶ月間入院、退院後も自宅で16ヶ月間療養した。

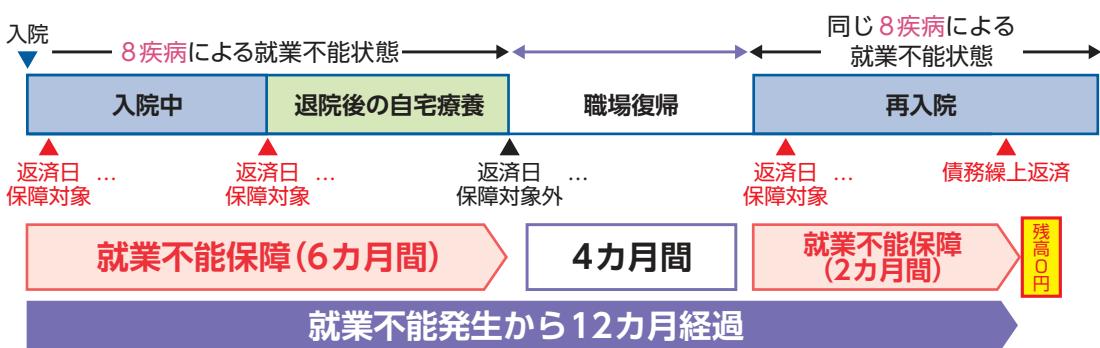


12回のローン返済額保障の後、残高が0円になります

Case
C

途中で職場復帰をした場合も就業不能状態継続とみなされ残高ゼロ

糖尿病により1ヶ月間入院、5ヶ月間自宅療養し復帰するも4ヶ月後に3ヶ月間再入院した。



同じ原因により、180日以内に再び就業不能状態となった場合には、

前回と継続した就業不能状態とみなします。

※保険金のお支払いには所定の条件があります。被保険者のしおりに記載の契約概要・注意喚起情報をご確認ください。

 室蘭信用金庫
ハートとハートのラボール

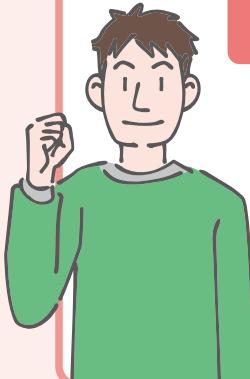
【引受保険会社】
SBI生命保険株式会社

【お問合せ先】
団体信用生命保険サポートデスク 0120-272-350

*携帯電話・公衆電話からもご利用いただけます。
受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00 土日・祝日 10:00～17:00(年末年始を除く)

パートナーの もしもの際にもしっかり備える

全疾病連生団信



■連帯債務でローンをお借入れする場合に、
主債務者、連帯債務者の2名でご加入いただける団信です。

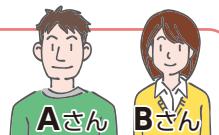


■連生被保険者の
どちらかに万が一のことがあった場合、
または所定の就業不能状態に該当した場合を保障します。

連生団信のイメージ



例えば…
ローン残高3,000万円
(お2人で月10万円の返済)



今まで
付保割合を設定する団信
(2名が50%ずつ一般団信加入)

Aさんに
万が一のこと
があった場合
または
 Bさんに
万が一のこと
があった場合


ローン残高1,500万円はそのまま残ります。
(1,500万円をお支払い)

一般連生団信なら…

Aさんに
万が一のこと
があった場合
または
 Bさんに
万が一のこと
があった場合


ローン残高
0円
(3,000万円をお支払い)

今まで
付保割合を設定する団信
(2名が50%ずつ全疾病保障付団信加入)

Aさんが
所定の
就業不能状態
 または
 Bさんが
所定の
就業不能状態

毎月のローン返済日が到来した場合
①月額保障(月5万円をお支払い)

8疾病^{*1}で12カ月または8疾病以外の病気やケガで24カ月
就業不能状態が継続した場合

②ローン残高1,500万円はそのまま残ります
(1,500万円をお支払い)

全疾病連生団信なら…

Aさんが
所定の
就業不能状態
 または
 Bさんが
所定の
就業不能状態

毎月のローン返済日が到来した場合
①月額保障(月10万円をお支払い)

8疾病^{*1}で12カ月または8疾病以外の病気やケガで24カ月
就業不能状態が継続した場合

②ローン残高0円(3,000万円をお支払い)

*1:がん、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膀胱炎

一般連生団信の概要

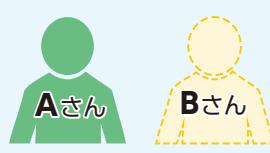
連生被保険者のいずれかが、死亡または所定の高度障害状態になった場合、あるいは、医師の診断をもとに、保険会社より余命6カ月以内または重度のがんと判断された場合、ローン残高が0円になります。

保障イメージ

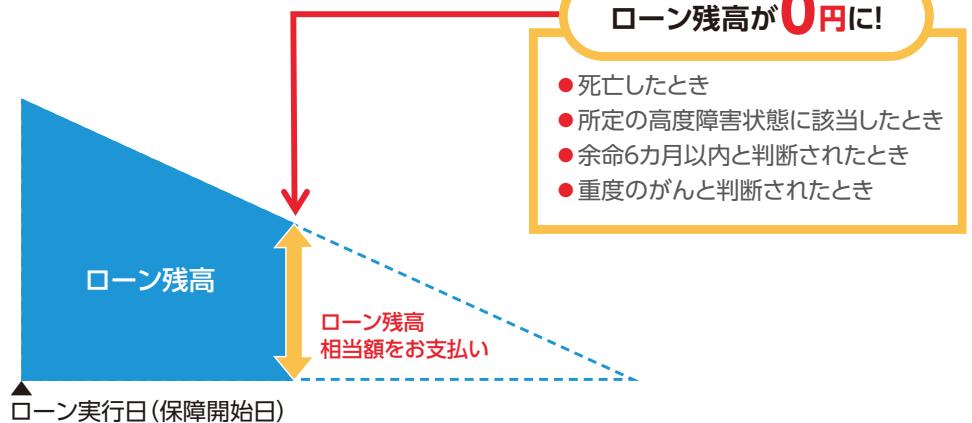
主債務者のAさんが
死亡・高度障害状態等になった場合



または



連帯債務者のBさんが
死亡・高度障害状態等になった場合



※連生被保険者の両方が同時に支払事由に該当した場合、お支払金額は債務残高相当額を限度とし、重複してお支払いはしません。

全疾病連生団信の概要(一般連生団信に就業不能保障特約をプラス)

就業不能保障特約

連生被保険者のいずれかが、就業不能状態^{*1}が所定の期間を超えて継続した場合、ローン残高相当額をお支払いします。
(月々のローン返済額の保障を含みます。)

*1: 就業不能状態とは、病気・ケガの治療のため、入院しているか医師の指示により自宅等において療養していることをいいます。

①月々のローン返済額の保障

➡ 保障開始日以降に病気やケガにより就業不能状態となり、その状態が所定の免責期間を超えて継続し、ローン返済日が到来した場合、月々のローン返済額を保険金(就業不能保険金)としてお支払いします。

※連生被保険者それぞれにつき、ローン期間を通常して36カ月分までお支払いします。

※ボーナス返済月については、ボーナス返済額と月々の返済額をお支払いします。

②ローン残高の保障

➡ 保障開始日以降の病気やケガによる就業不能状態が所定の期間を超えて継続した場合、その時点のローン残高相当額を保険金(債務繰上返済支援保険金)としてお支払いします。

保障イメージ

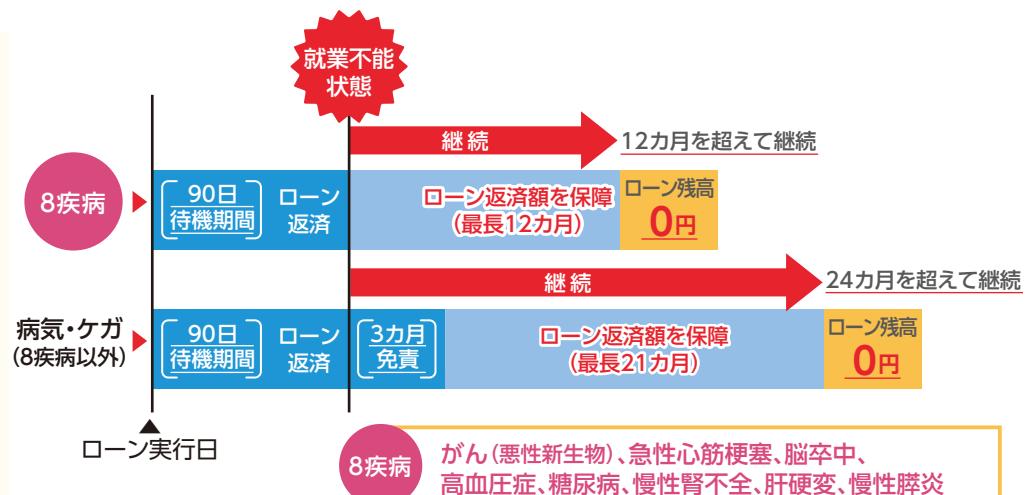
主債務者のAさんが
就業不能状態になった場合



または



連帯債務者のBさんが
就業不能状態になった場合



※ローン実行日から90日間は待機期間となり、この期間中に就業不能状態になった場合は原因を問わずお支払いの対象外です。
(保障開始日は、ローン実行日から91日目です。)

※精神障害、正常な妊娠・出産・むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの等はお支払いの対象外です。

※上皮内がん、大腸の粘膜内がん等は悪性新生物に含みません。

※同じ原因により、180日以内に再び就業不能状態となった場合には、前回と継続して計算します。

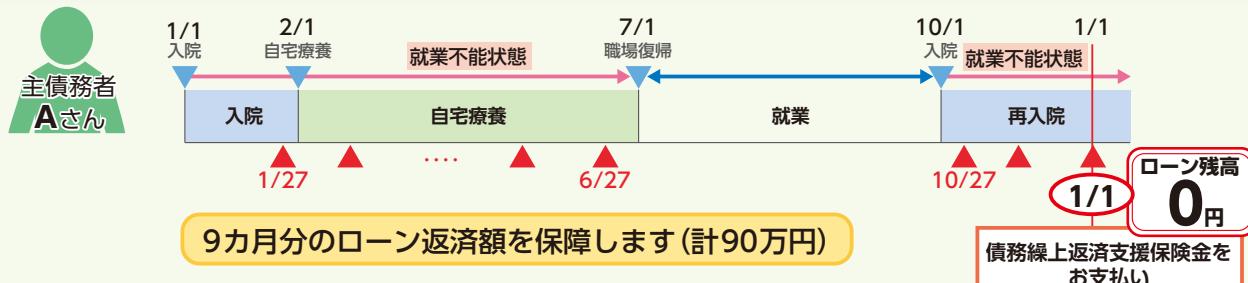
※連生被保険者の両方が同時に支払事由に該当した場合、お支払金額は予定返済額(就業不能保険金の場合)または債務残高相当額(債務繰上返済支援保険金の場合)を限度とし、重複してお支払いはしません。

全疾病連生団信のお支払い例

ローン返済日：毎月27日
ローン返済額：お2人で月10万円

例1

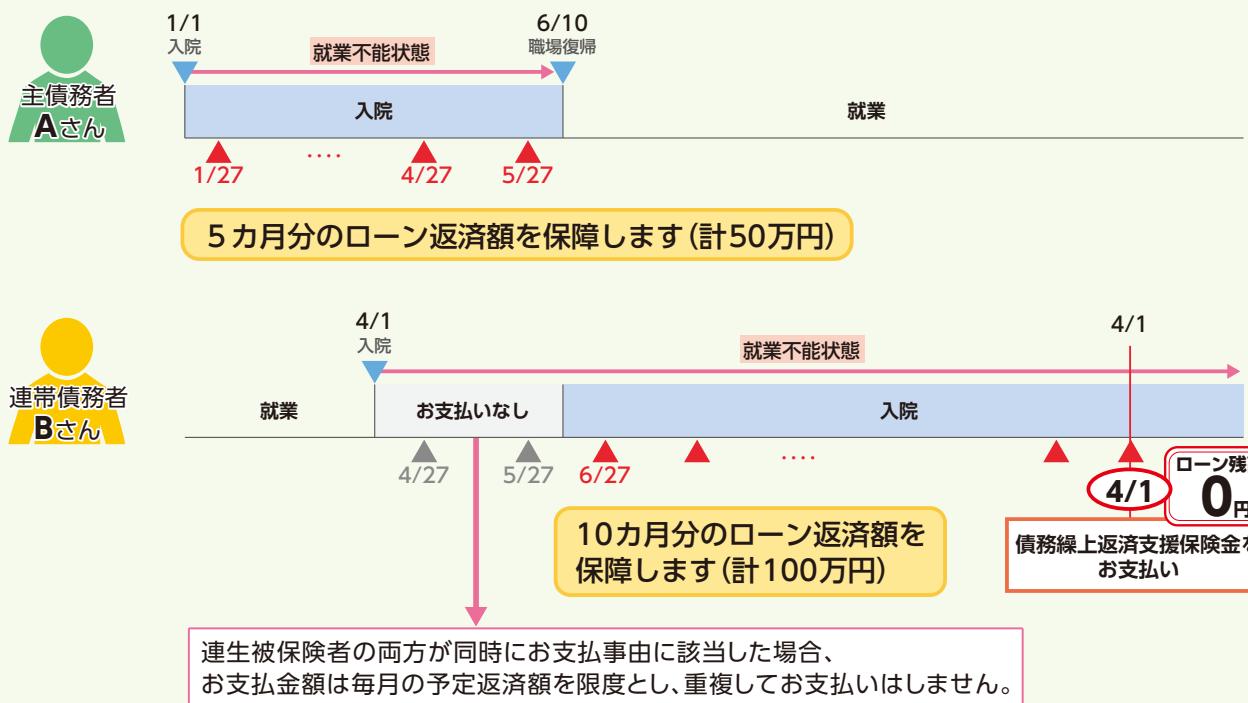
Aさんが糖尿病(8疾病)により1カ月間入院、5カ月間自宅療養し復帰するも
4カ月後に同じ原因により3カ月入院した場合。



同じ原因により、180日以内に再び就業不能状態となった場合には、
前回と継続した就業不能状態とみなします。

例2

Aさんが脳卒中(8疾病)により6カ月間入院、Aさんが入院中に
Bさんが慢性腎不全(8疾病)で14カ月間入院した場合。



(参考)就業不能状態の事例

事例①

糖尿病 (48歳 男性)

以前より糖尿病を発症していたが、生活改善や治療を怠り病状が進行。その結果、左足が壊疽し膝下から切断。8カ月間の入院を経て退院したが、その後、4カ月間治療のため医師の指示により自宅で療養していた。

事例②

交通事故により脊髄損傷 (31歳 男性)

交通事故により脊髄損傷し、7カ月間入院。外出には常時2本杖と介助が必要で段差の昇降もできない状態に。退院後も回復の見込みがなく、17カ月間、治療のため医師の指示により自宅で療養している。

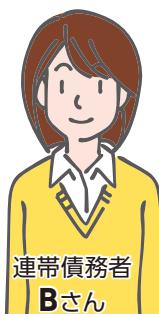
(参考) 病気・ケガによるご家族への影響

Aさん(42歳)はある日突然、**脳卒中(脳梗塞)**で倒れ救急搬送されました。一命は取り留めましたが3ヶ月間入院。退院後も左半身の手足に力が入らない**片麻痺(半身不隨)**の後遺症が残り、歩行や食事を自分1人では行うことが出来ない状態が続いています。

退院から9ヶ月たった今も治療のため、医師の指示により自宅で療養を続けています。

※医師により要安静、かつ軽労働または座業はできないと所見あり

就業不能状態
発生



想定される具体的な事例

Aさんの場合

- ・休職または退職
- ・治療費によって支出が増加

Bさんの場合

- ・介護/看護のため休職または退職
- ・家事/育児の負担の増加
→家事代行サービスやベビーシッター等の利用により支出が増加することも

【家事代行サービスの内容例】
料理・買い物・掃除・洗濯・食器洗い・ゴミ出し等

収入の減少や支出の増加につながる可能性があります。



- ◆ご夫婦等のいずれかが就業不能状態となった場合、本人だけではなく家族への影響も大きくなります。
- ◆収入の減少だけではなく、家庭全体の支出の増加についても検討する必要があります。

※保険金のお支払いには所定の条件があります。被保険者のしおりに記載の契約概要・注意喚起情報をご確認ください。

税務上のご注意

連帯債務者の方が団体信用生命保険(付加されている特約を含みます)の保険金のお支払事由に該当したことにより、ローンが完済(債務弁済)された場合、もう一方の連帯債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。
詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要					
特徴	団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(以降、「団信就業・3大疾病団信」という)は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金等受取人として、信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に支払事由に該当された場合に、引受け生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である信用金庫に支払い、その保険金等が被保険者の債務の返済に充当されます。				
保険金等名称	死亡保険金	リビング・ニーズ特約保険金	高度障害保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金
保険金額等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(遞減)します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の金庫からの借入も含めて、「一般団信」、「がん団信」、「3大疾病団信」、「団信就業・3大疾病団信」を通算して1億円となります。限度額を超える保険金については申込みできません。				
保険金等が支払われない場合 (被保険者が右記のような事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。)	<ul style="list-style-type: none"> ○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。) ○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。) ○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○地震、噴火または津波 (※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。 ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○被保険者ご本人がその事実を知っているといないとかわらずお支払対象外です。) ○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されるとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき(再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。) ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき ○地震、噴火または津波 (※)お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。 				
保障開始日	融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日)または幹事生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。				
これらの契約からの脱退	<ul style="list-style-type: none"> ○保険金の支払事由に該当されたとき ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)の債務者でなくなったとき ○債務を完済されたとき(保証人または保証会社による代位弁済を含みます) ○満75歳に達した直後の12月31日 ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等(事業性資金は除く)が賦払償還債務でなくなったとき 				
(備考)	<p>* 1 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>* 2 「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。</p> <p>* 3 「病院または診療所において手術を受けたとき」の「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』をご参照ください。</p> <p>* 4 「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。</p> <p>* 5 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。</p>				
保険正式名称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険		団体信用就業不能保障保険		
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社: 明治安田生命保険相互会社)		明治安田生命保険相互会社		

- ・上記「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の概要」は、住宅ローン等(事業性資金は除く)に付帯される保険の概要を説明したものであります。
- ・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

信用金庫団体信用生命保険制度

団体信用就業不能保障保険

+ 3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

「万が一への備え」に、「ケガや病気への備え」を加えて、
お客様にローンご返済の安心をお届けします。

死亡 または所定の**高度障害** 状態に該当したら

ローン残高が**0円**

余命6ヶ月以内 と判断されたら

ローン残高が**0円**

がん と診断確定されたら

ローン残高が**0円**

3大疾病

①所定の手術を受けたら、
または
②所定の状態が60日以上継続したら

ローン残高が**0円**

所定の就業不能状態が3ヶ月を超えて継続したら以後の
継続している期間においては月々のローン返済が**0円**

さらに

所定の就業不能状態が12ヶ月を超えて継続したら

ローン残高が**0円**

ご加入について

①加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、幹事生命保険会社がご加入を承諾した方がご加入いただけます。

ただし、以下に該当する場合は、「団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険」にはご加入できません。

- ・がん(悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます)の既往歴のある方
- ・告知日現在、病気またはけがにより休職中・休業中の方

②加入手続

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には、幹事生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願います。

保険契約者 信金中央金庫

1

この保険制度の特徴

ご加入者が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当されます。(以下、(*)は当パンフレットの4頁をご参照ください)

死 亡

死亡されたとき

高度障害

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき^{(*)1}

リビング・ニーズ

余命6カ月以内と判断されるとき^(*)
※余命の判断は、医師の判断に基づき生命保険会社が行います。

がん

所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき^{(*)2}

3

大

疾

病

脳卒中

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
①所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき^{(*)3}
または
②所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき^{(*)4}

急性心筋こうそく

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
①所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき^{(*)3}
または
②所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき^{(*)4}

ケガや病気

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態^{(*)5}となり、その状態が3ヶ月を超えて継続したとき

就業不能状態の継続期間4~12ヵ月
毎月の返済額を保障

就業不能状態が12ヵ月を超えたら

ローン残高を保障!! 完済

万が一への備え(死亡・高度障害)



ケガや病気への備え

3大疾病への備え

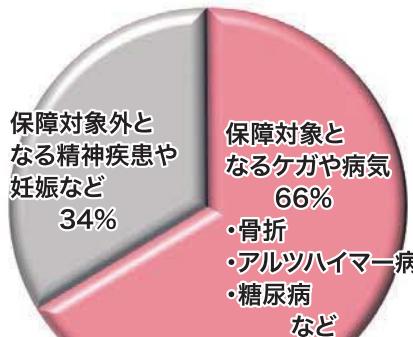
がん罹患後の就労状況
(会社等にお勤めの方)



介護が必要となった
主な原因(40~64歳)



長期入院(4ヵ月以上)となる
ケガや病気(3大疾病を除く)



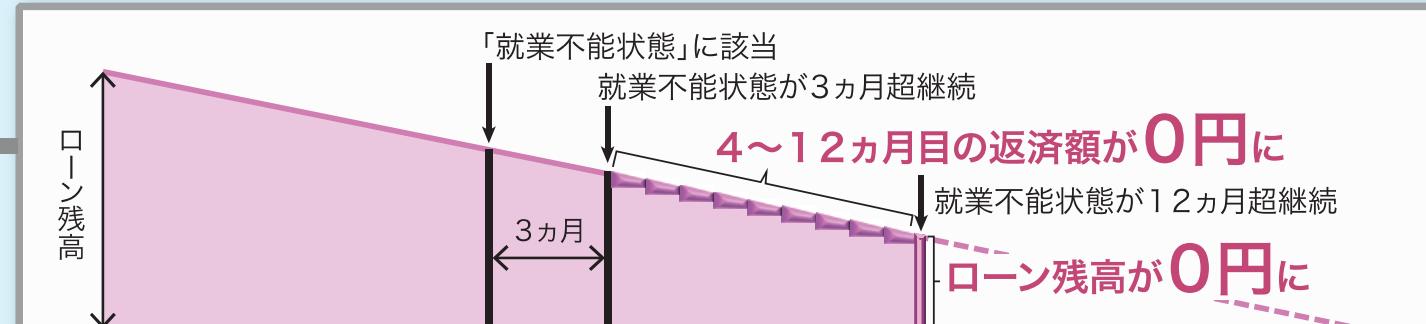
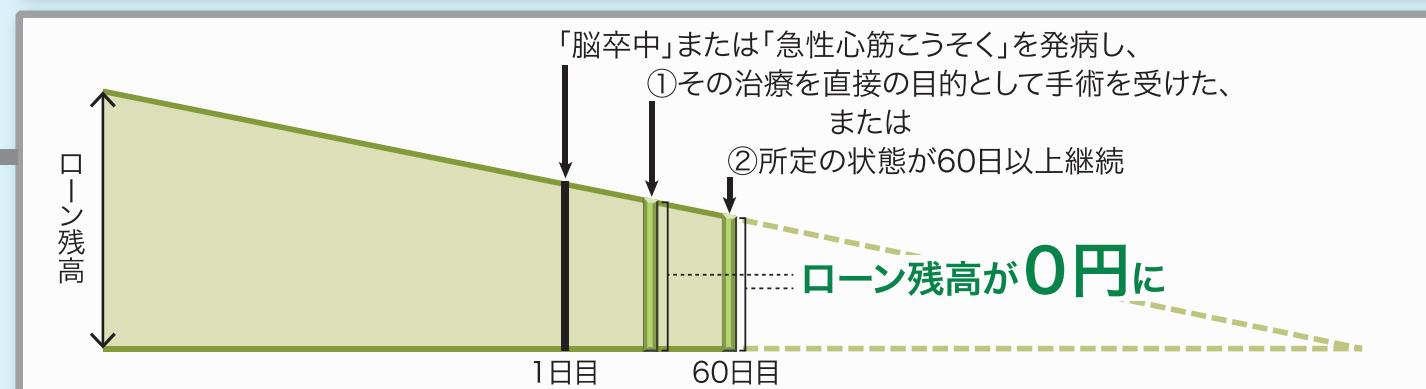
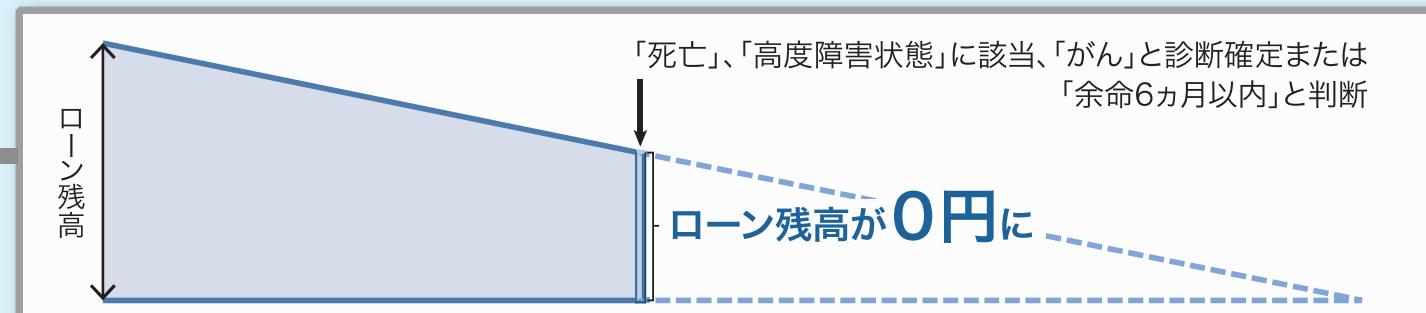
出典:厚生労働科学研究費補助金、厚生労働省がん研究助成金
「がんの社会学」に関する合同研究班(主任研究者 山口 健)(平成16年)より

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)

厚生労働省「患者調査」(平成23年)より明治安田生命保険(相)が作成
明治安田生命保険(相)が作成

お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



「所定の就業不能状態」について^{(*)5}

以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

「入院」	「在宅療養」
「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること
▶上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設	①身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
▶上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	▶上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。